

- 供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。当社はお客様が本項(2)のa.、d.により当社が旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- ウ、本項(2)のa.のa.、d.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ、当社が本項(2)のa.の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、第13項(2)③5の規定により旅行代金を減額した場合は、「前15日の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除をしたときは、旅行開始後の解除による払い戻しについて7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しについてはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自ら行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代客させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合には、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのため生じた火災、地震又はこれらによる旅行の中止又は旅行の中止と運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又は遅れによるために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食物中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不運・スケジュール変更、経路変更など又はこれらによる生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生日の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額が如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最大15万円まで(当社が賠償又は重大な過失がある場合は除きます。)といたします。
- (4) 航空運送約款または航空会社の定めにより当社と実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

20. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生体、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円)・入院見舞金(4万円〜40万円)及び通院見舞金(2万円〜10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示したうえで、お客様が募集型企画旅行に参加した募集型企画旅行の全額を支払います。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライドイン搭乗、ハンダグライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンダグライダー、マイクロライト機、ウルトライト機等)搭乗、ジャイロ飛行機搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれていないときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、有価証券、有価証券等、旅行券、航空券、パスポート、免許証、運転免許証、預金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務を前項より損害賠償義務を重ねる場合であっても、一方の義務が履行とされたときはその金額の限度において補償金支払義務・旅行賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責に帰すべき事由によるものであるときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払われなければなりません。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)(第2項)の特別補償の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレットを「企画書」と明示します。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットに明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手記日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合には、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手記日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)(が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表右欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更(について)が第19項(1)の規定に基づき責任が発生することが行かな場合においては、変更補償金としてはなく、変更賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の席席・車庫による他の施設等の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア、旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変 イ、戦乱 ウ、暴動 エ、官公署の命令 オ、欠航、不運、休業等運送・ 宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 ア、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によるない運送サービスの提供 ホ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- ②第13項の規定に基づき旅行契約を解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得て金額による変更補償金、損害賠償金を支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供をもつて補償を行うことがあります。

		変更補償金の額は1件につき下記の率×旅行代金	
	当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①	パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②	パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③	パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の等級又は設備のものへの変更(変更後の等級及び設備の等級がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④	パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤	パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥	パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦	パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%

⑧	パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨	上記①〜⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。注2：⑧に掲げる変更については、①〜⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項につき1件とします。注4：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。注5：④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。注7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備より高いものの変更を伴う場合には適用しません。

但しルックTJBにお申込みいただいたお客様については別途、特約を設定させていただいております。詳しくはパンフレットでご確認下さい。

24. 通信契約による旅行条件

当社はは、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「会員」といいます。)(以下「旅行会社」といいます。)(以下「通信契約」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」とこと(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受け取る場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件とは、以下の点で異なります。

- (受託旅行者による当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。)
- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく支払い又は払戻し義務を負うべき日をいいます。
- (2) 申し込みに際し「旅行契約書(クレジットカード番号)」「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電気で届届後で通知する場合には、当社からその通知を発生した時に成立し、当社らに届けの郵致日から30日以内、をカード利用日として払い戻します。
- (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の広域への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受け取ります。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除の事由が生じた場合は、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出の日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードでの支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第15項(1)の①②以内の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されることがあります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」：[http://www. anzen. mofa. go. jp/](http://www.anzen.mofa.go.jp/)でもご確認ください。

26. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」：[http://www. forth. go. jp/](http://www.forth.go.jp/)でご確認ください。

27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行の病災、けがが生じ、手術の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらを保険するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

28. 個人情報取扱

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取扱いたします。お客様が当社にご提供いただいた個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様の連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがされない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2) 当社らは、前項より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。
- (3) その他、①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内及び個人データの管理を行っている当社グループ企業(以下「株式会社日報ツーリスト」(http://www.jlibord.jp/jp/privacy))をご参照ください。
- (4) 当社は、旅行先でのお客様のお買ひ物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。お客様のお買ひ、パスワード番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

30. その他

- (1) お客様が個人的な内容・買物等を添乗員等に依頼された場合はそれに伴う諸費用、お客様の病疾、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の「便宜をはかるため土産物店のご案内」がことがあります。お客様に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。商品については、商品交換や変更のご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワントン案内や国内語法令より日本への持込が禁止されている品物をご含みませすので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3) 当社にない場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) どのときも、旅行開始日当日を基準に満2才以上12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空席及び客室におけるベッドを専用では使用しな方に適用します。
- (5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に到着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所まで解散するまでとなります。
- (6) 日本国内の発着等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合があります。同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
- (8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への変更が必要となります。この場合、当社は、お客様の登録の場において、第14項のおお直しの際には、お客様がご自身の航空券の発行替え、関係する機関への変更を伴う場合は、日程表等でご案内した海外での集合場所にご参加いただき、旅行契約を解除した場合はもあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

受託販売

長野県知事登録旅行業 第2種483号

株式会社日報ツーリスト

〒392-8611 長野県諏訪市高島三丁目1323番地1
TEL 0266-57-7888
FAX 0266-57-7880

総合旅行業務取扱管理者：岡村康明